

令和7年8月1日からは、医療機関・薬局にて
マイナ保険証が**資格確認書**で受付をしてください。

- ※**マイナ保険証**を保有している方には、**資格情報のお知らせ**が交付されます。
マイナ保険証で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードと一緒に
ご提示ください。資格情報のお知らせ単体では受診できません。
※**マイナ保険証**を保有していない方は、**資格確認書**が交付されます。

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

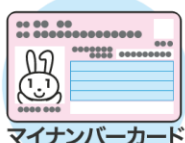
1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！



マイナンバーカード



2

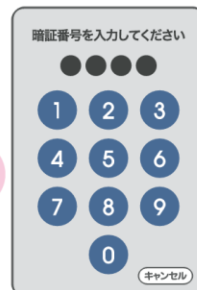
本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

(出典：厚生労働省ホームページ)

◆マイナ保険証を利用される方は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、住民登録のある市区町村窓口で、忘れずに更新手続きをしましょう。

※有効期限の2～3か月前にお知らせ(有効期限通知書)が送付されます。

◆マイナ保険証をお持ちの方でも、ご高齢の方や障害をお持ちの方など介助等が必要な方やマイナンバーを紛失した又は更新中でマイナンバーカードがお手元にない方など、マイナ保険証を利用できない理由がある場合には、申請手続きにより資格確認書が交付されます。